

人事行政の運営等の状況の概要を公表します

伊奈町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき公表したものの概要版です。詳細については、町掲示板に掲示してあるほか、町ホームページでもご覧いただけます。

☎ 総務課 2221

1 職員の任免

平成30年度採用者 22名（一般事務職11名、消防士4名、保育士2名、保健師3名、教育公務員2名）

平成30年度退職者 20名（定年退職11名、自己都合等退職9名）

2 職員の給与の状況

平成30年度人件費の状況(普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B / A)
44,740人 [H31.3.31現在]	113億5,900万7千円	24億4,254万2千円	21.5%

平成30年度職員給与費の状況(普通会計決算)

職員数 (A)	給 与 費				1人当たりの 給与費(B / A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
298人 (6人)	10億2,194万3千円	2億3,999万2千円	4億4,138万2千円	17億331万7千円	571万6千円

※()内は、再任用短時間職員の外書きです。

平均年齢・平均給料月額および平均給与月額 平成31年4月1日現在

職 種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.3歳	307,900円	393,300円
技能労務職	42.9歳	265,100円	302,900円

※給与とは、給料に職員手当を含めたものです。
(期末・勤勉手当は、含まれておりません。)

初任給額 平成31年4月1日現在

区 分	月 額	
一般行政職	大学卒	187,200円
	短大卒	170,100円
	高校卒	158,300円

期末・勤勉手当の支給割合 平成31年4月1日現在 地域手当の状況

区 分	6月期	12月期	平成31年4月1日現在	
期末手当	1.300月	1.300月	支給率	6%
勤勉手当	0.925月	0.925月		

退職手当の状況

平成31年4月1日現在

勤続年数	20年	25年	35年	最高限度額
自己都合	19.6695月	28.0395月	39.7575月	47.709月
勸奨・定年	24.586875月	33.27075月	47.709月	47.709月

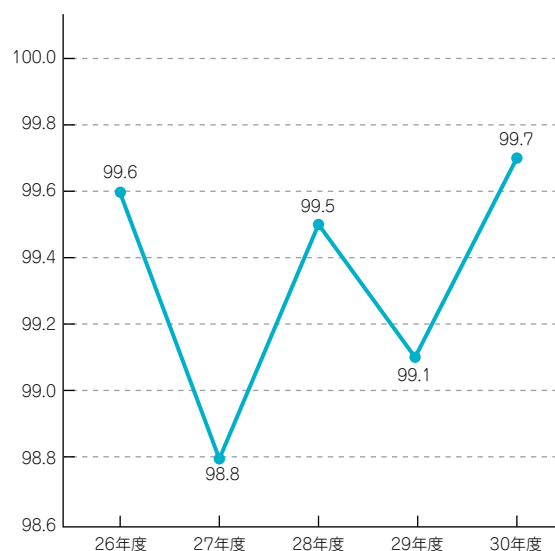
※伊奈町は、一部事務組合の埼玉県市町村総合事務組合に加入しています。
支給率は、この組合の条例で定められています。

ラスパイレース指数の状況

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
99.6	98.8	99.5	99.1	99.7

※ラスパイレース指数とは、一般行政職について、国家公務員の給料を100とした場合、当該団体の給料水準を表したものです。

ラスパイレース指数の状況



特別職の報酬などの額

平成31年4月1日現在

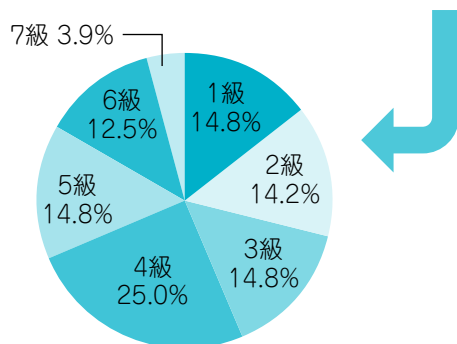
区分	月額	期末手当
給料	町長	770,000円
	副町長	646,000円
	教育長	606,000円
報酬	議長	322,000円
	副議長	257,000円
	常任委員長	244,000円
	議員	229,000円
		(支給割合) 6月期 2.225月分 12月期 2.225月分 合計 4.45月分
		支給額の算定の際、算定基礎の加算措置があります。

※町長の給料月額および期末手当の額は、特例により上記より2割減額となっています。

一般行政職の級別職員数

平成31年4月1日現在

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
1級	主事補	26	14.8
2級	主事	25	14.2
3級	主任	26	14.8
4級	係長・主査	44	25
5級	課長補佐	26	14.8
6級	課長・主幹	22	12.5
7級	統括監	7	3.9
合計		176	100



部門別職員数の状況

各年度4月1日現在

部門	区分	職員数(人)		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
普通会計部門	議会	3	3	3
	総務	57	60	63
	税務	22	22	23
	民生	59	62	63
	衛生	21	20	22
	労働	-	-	-
	農水	5	6	6
	商工	3	5	6
	土木	18	18	18
	計	188	196	204
	教育部門	32	33	35
	消防部門	54	56	59
	小計	274	285	298
公営企業部門	水道	8	6	7
	下水道	5	7	6
	その他	18	18	14
	小計	31	31	27
合計		305	316	325

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時職員および非常勤職員を除いています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間の概要

- ・ 1週間当たり38時間45分
- ・ 原則毎週月曜日～金曜日
それぞれ午前8時30分～午後5時15分

休暇制度および種類

年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間および組合休暇

4 職員の分限および懲戒処分の状況

平成30年度に分限処分を受けた職員は5人(休職)で、処分事由は、疾病加療のため、長期休養を要するものでした。

平成30年度に懲戒処分を受けた職員は0人です。

5 職員のサービスの状況

職務専念義務免除の状況

職員は、その勤務時間および職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません。一定の場合には職務に専念する義務が免除されます。

- (平成30年度実績)
- ・ 人間ドックを受診する場合
 - ・ 共済組合主催の研修等に協力する場合
 - ・ 消防団活動に従事する場合

営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならないこととされています。平成30年度における許可件数は、4件です。

6 職員の研修の状況

町単独研修を実施したほか、彩の国さいたま人づくり広域連合、北足立北部共同研修会、市町村職員中央研修所、自治大学校、国土交通大学校および埼玉県総合技術センター主催の研修に参加(平成30年度)。

7 職員の人事評価の状況

能力評価および業績評価を実施し、人事異動および昇格に活用しました。

8 職員の福祉および利益の保護の状況

職員は、埼玉県市町村職員共済組合の組合員となり、同組合で実施する短期給付事業、長期給付事業および福祉事業の制度を受けることができます。また、当町には一般職全員で組織する親睦会があり、そこに厚生事業を委託しています。

9 公平委員会に対する措置要求等の状況

平成30年度は、勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申立てはありません。